

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 深谷東松山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
熊谷市拾六間字芝付五七四番一七地先から 同市三ヶ尻字八幡二八八三番一地先まで		区 間
一五・〇三〇一五・五一	一三・八〇〇一四・一二	敷地の幅員 (メートル)
一六八・九一		延長 (メートル)
道路改良事業のため		備 考